

令和 6 年第 3 回辰野町議会定例会会議録（16 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 6 年 6 月 13 日 午前 10 時 00 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 14 名

1 番 古 村 幹 夫

2 番 松 澤 千代子

3 番 栗 林 俊 彦

4 番 吉 澤 光 雄

5 番 牛 丸 圭 也

6 番 小 澤 睦 美

7 番 向 山 光

8 番 樋 口 博 美

9 番 高 木 智 香

10 番 林 政 美

11 番 本 田 光 陽

12 番 小 林 テル子

13 番 津 谷 彰

14 番 舟 橋 秀 仁

5. 会議事項

日程第 1 報告訂正の件

「報告第 2 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書」の訂正について

日程第 2 議案第 14 号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 18 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 4 請願・陳情についての委員長報告

日程第 5 追加提出議案の審議について

議案第 23 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 24 号 令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約について

日程第 6 議員提出議案の審議について

発議第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

発議第 2 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について

発議第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

日程第 7 陳情第 8 号の継続審査について

日程第 8 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 9 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番	小 澤 睦 美
議席 第 7 番	向 山 光

9. 会議の顚末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 3 回定例会第 16 日目の会議は成立いたしました。なお 3 名の議員から遅れる旨の連絡がありましたので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらか

じめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、報告訂正の件を議題といたします。本定例会初日の報告第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書について町長から訂正の申し出がありました。訂正について説明を求めます。

○建設水道課長

報告訂正の件でございますが、報告第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書につきまして、内容及び合計金額に誤りがありましたので、訂正をして報告するものでございます。訂正箇所につきましては、訂正票をお手元に配布しておりますのでお目どおしをお願いします。裏面 2 ページをご覧ください。下線部、国道 153 号拡幅工事に伴う水道管仮設工事を追加し、それに伴い合計金額を 1 億 2,300 万に訂正するものでございます。水道管仮設工事の繰越理由につきましては、長野県伊那建設事務所の発注の工事進捗に伴い繰越をするものでございます。今後このようなことが起きないように十分精査してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上報告いたします。

○議 長

ただいま訂正報告がありました。特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 2、議案第 14 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 15 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、議案第 16 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和 6 年 6 月定例会、福祉教育常任委員会条例審査報告をいたします。令和 6 年 6 月 13 日、福祉教育常任委員会委員長、小林テル子。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第 14 号、15 号、16 号の審査結果を報告いたします。6 月 7 日、福祉教育常任委員会において委員全員が出席し、担当課職員に内容説明を求め

審査を行いました。議案第 14 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改定する内閣府令が施行されたことに伴い、配置基準を見直すため条例の一部を改正するものです。家庭的保育事業は、3 歳未満児を預かる認可保育事業のことで、現在辰野町に該当する施設はないが、条例は整備されているとの説明でした。議案第 15 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、配置基準を見直すため条例の一部を改正するものです。子どもたちにより目がいき届く基準になります。国の基準に改めるものです。国は経過措置としていますが、辰野町では経過措置等は設けていませんとの説明でした。主な質疑では「辰野町の実態としては、保育士配置基準に基づき配置はできているのか」の問いに「保育士の配置基準は満たして運営はできているが、実務ではそれ以上の加配をしなくてはならない現状がある」との答弁でした。議案第 16 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、アナログ規制の見直しに関する改正とともに、ホームページ等に掲載し公衆が閲覧できること、書面等の作成提出において電磁的記録媒体を使用すること等の説明でした。「園児等への情報発信共有はどのようにされているのか」の問いに「公共システムで専用のサイトがあり、それを使って情報を共有している。保育士個人のツールの使用はない」との答弁でした。福祉教育常任委員会に付託されました条例審査 3 件は、採決の結果、委員全員一致にて可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。始めに議案第 14 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 15 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 16 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 3、議案第 18 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 18 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。日程第 4、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました請願第 9 号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求

めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日に当委員会に付託されました、請願審査結果を報告します。6月7日午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。請願第9号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願、提出者は上伊那地区労働組合会議 議長 湯沢航氏、紹介議員は向山光議員。女性差別撤廃条約は1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准しました。1999年には、条約の実効性を高め女性が抱える問題を解決するため、選択議定書が国連総会にて決議・採択されました。選択議定書には個人通報制度と調査制度が含まれており、締約国は被害者救済のための具体的な措置を取ることが求められます。日本はまだ選択議定書を批准していません。このことから辰野町議会において女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める国宛の意見書の提出を求める請願です。審査における主な賛成意見として「選択議定書の批准は女性の人権保障と差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を推進することに繋がる」「日本は条約締約国として、国際的な人権基準を国内で進めることが求められている」「地方自治体からの意見書提出は、国の対応を加速させる効果が期待できる」などの意見が出されました。一方で、反対意見として「選択議定書の個人通報制度は日本の司法権の独立を侵害する可能性がある」「日本の伝統的な価値観と国際基準との相違が危惧される」「男女の生物学的な違いを無視した画一的な平等感は適切ではない」という意見が出されました。採決の結果、賛成3反対3の同数となり、辰野町議会委員会条例第16条の定めるところにより、委員長の判断として採択すべきものと決しました。以上、請願第9号に対する総務産業常任委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。続いて討論を行います。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○小 澤（6番）

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願について、反対の立場から討論いたします。少し長くなりますけれど、よろしくお願いいたします。日本は1985年男女雇用機会均等法を国会で成立させて、世界で72番目の女性差別撤廃条約締結国になりました。そのような中、請願が批准を求めている選択議定書とは何かということですが、いくつかの条件がありますが、例えば国連に日本の最高裁判所で判決が出ている事案や事件の内容が、各人権条約で定められた権利の侵害に当たる等の理由で、個人かその代理人が国連の条約機関に通報できるという、個人通報制度と調査制度を受け入れることを国に求めているものです。このことから主権国家である日本は、個人通報制度が先ほども委員長報告の反対の中にもありましたけれど、日本の立法政策に及ぼす影響や実施体制が整っていないこと等の理由から、批准を今日まで行っておりません。では現在の日本の人権状況はということですが、まず大前提として女性を含むすべての人の基本的人権が守られることが、当然のことながら重要であるとしています。日本国憲法第98条第2項は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするとしており、女性差別撤廃条約は国内法としての効力を既に持っています。女性差別撤廃条約をはじめ日本には男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など女性が差別なく社会で活躍できるための様々な法律が整備されており、2023年には強姦性交罪が不同意性交罪に改正され、性暴力に対しても厳罰化されました。労働基準法や食料・農業・農村基本計画、防災基本計画などにおいても、女性が差別的な扱いを受けないよう定められており、女性への配慮がなされています。それでもなお、性暴力やDVなどの被害は根絶しませんが、それは国連に通報しなければならないほどおびただしいものでしょうか。日本はジェンダー・ギャップ指数が2023年は世界125位であり低いと言われますが、この指数の出し方は、各国の男女格差を経済・教育・健康・政治の4分野で評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数にしているものです。この4項目のうち、教育・健康は男女平等に近づいている中で、政治分野における衆議院の女性議員比率が1割にとどまり、過去に女性市長が1人もいないことも順位を下げている原因になっています。しかし、昨今、近々女性首相が誕生するのではないかという話も聞きますし、2022年7月の参議院選挙においては、当選者に占める女性の割合が過去最高の28%となりました。しかし、この数字はスコアには残念ながら反映されていません。また自治体においても、市長が女性という自治体が

増えてきていることを見た場合、ジェンダー・ギャップ指数も改善されるのではないかと思います。もう一つの経済分野における指標、女性管理職の割合の低さにつきましても、2022年の帝国データバンクの調査によりますと、自社における管理職に占める女性の割合は平均9.4%となり、過去最高を更新しているとの結果が示されています。日本航空の社長が女性となるなど、今後も女性管理職が増える傾向を見ることができます。このことは、ジェンダー・ギャップ指数がさらに上位にランクされることを示しています。2023年朝日広告社によるウェルビーイングの調査によりますと、幸せ度、自己肯定感のいずれにおいても、女性が男性より高い結果が出ております。自殺者数、DVによる自殺者数も、女性より男性の方が多く、健康寿命、平均寿命ともに女性の方が高くなっております。女子差別撤廃条約第4部第16条の婚姻及び家族関係に関わる事項については、親権問題に関わり国会でも審議され立法化されます。このように日本は独立主権国家として国の権力を立法権・行政権・司法権の3つに分け、国の権力が一つの機関に集中すると濫用される恐れがあるため、3つの権力が互いに抑制し均衡を保つことによって、権力の乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保障してきました。今回の選択議定書を批准するということは、個人通報制度により、国連という機関が介入することにより、日本の立法権、司法権をないがしろにする可能性があるということです。個人通報制度においては、女性差別撤廃条約選択議定書においてのみならず、自由権規約、子どもの権利条約、障害者権利条約、社会権規約などの他の人権諸条約にも関わっています。かつて第1次世界大戦後のパリ講和条約で日本は人種的差別撤廃の提案を行いました。国際会議でこういった提案をしたのは日本が世界で初めてでした。今まで日本は差別の少ない、また差別を解消しようと様々な法律により努力してきました。確かに人それぞれ感じ方が異なる中で、女性差別がなかなか進まないと感じる方もいるかもしれませんが、それらは日本において、三権分立の中で対応することにより、国際的な人権基準に達することは十分に可能だと思います。今回、私はこの請願について反対討論を行うにあたって、同じようにこの請願に反対討論を行ったある市議会議員の方とお話することができました。この方は女性議員ですがこの方の周囲の女性の話として、最近の欧米からのポリティカル・コレクトネスにより、女性を表すあらゆる言葉が差別とされてしまう、このような社会に日常生活を送る上で不自由を感じているとのことでした。したがって、このようなことから本議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願の採択には

反対いたします。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

○向山（7番）

私は、請願第9号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願について、採択すべきとする委員長報告に賛成する立場から討論に参加いたします。女性差別撤廃条約と選択的議定書については、既に私から議員の皆さんに資料をお届けしております。その中に記載されているとおりですが、改めて概要を述べたいと思います。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、略して女性差別撤廃条約は1979年国連総会において、我が国も参加する賛成130箇国、反対0、棄権11で採択されました。2年後の1981年10月に発効、我が国は1985年に批准しました。現在189箇国が締約、99箇国が署名しています。条約は締約国に対し、条約実施のために取られた処置とその成果に関する報告を、少なくとも4年ごとに国連事務総長へ報告することになっています。しかし、条約の実施を担保する制度は、この国家報告制度しかなく、女性の権利をより強力に保障することを目的に、この条約に個人通報制度と女子差別撤廃委員会による調査制度を付け加える女子差別撤廃条約選択議定書が、1999年国連総会において無投票採択されました。現在115箇国が批准しています。この選択議定書について、日本政府は採択の審議に参加し決議にも加わっていたにもかかわらず、20年以上経過した今も批准していません。G7で批准していないのは日本と米国だけです。批准しない理由として国は司法権の独立を侵害する注目すべき制度であるが、真剣に検討を進めると繰り返しています。国連の女性差別撤廃委員会からは、2003年、2009年、2016年、2020年と4度にわたって批准をするよう勧告され、国内でも早期批准を求める国会請願が参議院で15年間に20回も採択されています。条約の実効性を高めるために、議定書で制度化された個人通報制度は条約が保障する権利が侵害され、裁判など国内の救済手続きを尽くしても、救われなかった場合において、個人や団体が国連の委員会に直接救済を申し立てられるというものです。国内の権利侵害の事案が国際標準で審査される道を開くというものと言えるものですが、審査の結果出される勧告には強制力・拘束力はありません。その勧告を受けて、政府がどう対応していくのかが問われるのであって、決して行政権や司法権、司法権へのましてや我が国の主権への介入ではありません。そのことは、民主主義的憲法を擁す

る多くの国において選択議定書を批准し、受け入れられていることでも明らかなです。国連憲章や世界人権宣言等、日本国憲法の基本的人権に関する規定が相まって、我が国における人権の実現を図ることが重要であり、我が国は、殻に閉じこもり孤立主義をとるのではなく、国際協調をしていくべきであり、人権を尊重する国として国際機関とともに、人権を取り巻く課題に向き合う姿勢こそが求められています。困難な問題を抱える女性への支援法が新たに整備された背景にも女性への差別が現存することを物語っています。男女の生物学的な違いを無視した画一的な平等感との懸念については、条約の前文の趣旨は、そのように解すべきものではないと考えます。ジェンダー・ギャップ指数について言及しなければなりません。146 箇国中、125 位から 118 位になったと昨日から報道されています。世界経済フォーラムという国際的な非営利団体が、4 分野 14 項目を数値化し毎年発表しているものです。調査・数値化している項目が限定的であり、これに一喜一憂すべきではありませんが、我が国が置かれている国際的な位置づけを知る上で参考になるものと思います。この間、我が国における順位を下げていく大きな要因が、政治と労働にあることは事実であり、差別を解消していくべき課題として共通認識すべきと考えます。我が国が選択議定書を批准した場合に、個人通報制度が活用されると思われるのが、最高裁判決が確定している選択的夫婦別姓制度についてであると言われています。経団連も早期実現を提言しています。今回、その詳細には触れませんが、このことこそ国際的な人権規範の中でどう見られているのか、判断を注目したいと思います。最後に、国の第 5 次男女共同参画基本計画から引用したいと思います。男女共同参画社会基本法第 7 条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調のもとに行わなければならないとされている。国際社会におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際規範、基準や国際連合合意等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取り組みに貢献していく必要がある。女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論をふまえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言行動綱領に沿った取り組みを進める。女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め早期締結について真剣な検討を進める。検討は相当期間、相当量行われてきています。地方からの声が選択的議定書批准へ向けての大きな後押しになることを願って私の討論とします。

○議長

ほかにありますか。討論を終結いたします。これより請願第9号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 9名)

○議長

起立多数です。よって、請願第9号は委員長報告のとおり採択することに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。請願第7号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。陳情第8号、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書。陳情第10号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情。以上4件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員会（小林）

それでは福祉教育常任委員会、請願陳情審査報告をいたします。令和6年6月13日、福祉教育常任委員会委員長、小林テル子です。お願いいたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました請願第6号、請願第7号、陳情第8号及び陳情第10号の審査結果を報告いたします。令和6年7月7日、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、請願第6号、7号、陳情第8号については提出者の同席を許可し、内容説明を求め審査を行いました。請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。請願者は辰野町公立学校教職員組合執行委員長、村沢陽介氏、紹介議員は高木智香議員です。請願事項は教育の機会均等と中山間地における教育水準の向上を図るため、へき地手当等に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し2005年度以前の水準に戻すことです。質疑討論の結果、特筆すべきことはありませんでした。賛成意見は教員の確保のためとへき地の生活の厳しさが理解できる。教員のなり手不足である現状を鑑みて賛成。上伊那地域にも迫ってくる課題で、先生の確保はともに考えて

いく課題であるから。反対意見です。物価上昇で生活が厳しいのはへき地だけではないというような反対意見がありました。採決の結果、賛成 5、反対 1 で採択と決しました。請願第 7 号、「さらなる少人数学級の推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。請願者は辰野町公立学校教職員組合執行委員長 村澤陽介氏、紹介議員は高木智香議員です。請願事項は、どの子どもにも行き届いた教育をするため、国の基準で必要な教育予算を確保すること、具体的にはさらなる少人数学級の推進、教員基礎定数算出に用いる係数の改善に、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元するなど拡充することです。主な質疑は「基礎定数算出に用いる定数とは」の問いに「国基準の標準学級数のこと」との答弁でした。「係数の改善とあるが係数とはどういうものであるか」の問いに「学校の学級規模に乗ずる数のことである」との回答でした。質疑討論の結果、賛成意見は子どもの力を引き出すためにさらなる少人数学級は必要と考えるので、係数の改善の説明を受けて少人数学級と先生を増やすためには係数を上げて、国から予算を獲得する必要性が理解できたので、教員増のために予算確保が必要と判断したとさらなる少人数学級実現には、国から予算を増やす必要があるためでした。採決の結果、賛成 6、反対 0 採択するものと決しました。陳情第 10 号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術制度の創設を求める陳情です。陳情者は、長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 5219、ハッピーテール代表 東野律子氏です。要望趣旨は、動物愛護、環境美化、人の福祉の観点から餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術制度の創設を要望するものです。陳情理由は、長野県動物愛護協会上伊那支部で実施されていた猫繁殖制限普及啓発補助事業の予算が、令和 7 年度で縮小または終了となる見込みで、上伊那市町村で早急な制度の創設を陳情するものです。賛成意見です。地域には猫を保護している人がいて、去勢もやっている実態がある。その資金がなくなると地域のバランスが崩れる。去勢資金について助成したい。地域猫がいる実態があるので、去勢は必要なことで制度創設に助成をしたい。趣旨採択、これだけでは解決ができないが 1 つの手段として捉える。趣旨は理解するが、県レベルでやっていくべきこと。去勢によってどれだけの効果があるかは見えてこないが、増えている実態があると思う。この対策だけでは不十分だと思うため、今回は趣旨採択としたい。以上のような意見が出され、さらに趣旨採択の提案があり賛同者もあったために、趣旨採択にすべきかどうかとの表決をし、そ

の結果、趣旨採択に賛成が 6、反対はなく趣旨採択にすべきものと決しました。陳情第 8 号、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改正を早急に行うことを求める陳情書。提出者は、長野県社会保障推進協議会 代表委員 宮沢裕夫氏、佐野達夫氏、細尾俊彦氏、小林吟子氏、松丸道男氏、北沢忠氏です。陳情趣旨は訪問介護費は現在、在宅での介護を支える上で欠かすことのできないサービスで、その基本報酬が引き下げられたことは小規模事業者は経営難に陥る可能性もあり、在宅介護の基礎が崩壊的になる恐れもある改定である。陳情事項は、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの改定を早急に行うことです。主な質疑は「厚生労働省は処遇改善加算をとればプラスになると説明しているが」の問いに対しては「実際には小規模事業所では加算を取ることが難しい」との答えでした。「介護人材の不足する中で、処遇改善に具体的に何をすればと考えているのか」との問いに「その対策が今回の陳情内容と捉えている」との答えでした。「訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げているとあるが、県の実態数値は示してもらえるのか」の問いには「現在は持ち合わせていない」との答え。「長野県の事業所規模はどのようなのか、どのくらいの規模であるとマイナスになるのか。その分岐点はあるのか、その資料が示していただけたら」の問いには「回答は現在ではできない」とのお答えでした。訪問介護の現場は人材不足の状況であることは承知しているが、質疑応答で納得が得られる回答が少なかったこと、今年 4 月から改定されたもので訪問介護費引き下げと介護職員の処遇改善加算が、どのような関係性になるのか状況を見て判断したい。そこで、継続審査としたいとの意見が挙がりました。継続審査意見、訪問介護の現場が厳しい状況の声は聞いているが、なぜ訪問介護費が引き下げになったのかは背景との今年の状況を見て判断をしたい。趣旨はわかるが実態が今回の資料では見えてこないの、複雑な実態を知りたいし調査をしてから対応したい。介護現場は人材不足であるのに、介護報酬引き下げがなぜ行われたのか理解できるところまではいかない。趣旨は理解できるので、継続審査としたい。反対意見、趣旨は理解できるが今の段階で抽象的で説明不足である。採決にあたり継続審査に付すべきか表決を取ったところ、継続審査に賛成 5、反対 1 となり、継続審査と決しました。よって、本定例会に継続審査申し出を提出いたします。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに請願第 6 号、「へき地教育振興法に鑑み、

へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○栗 林 (3 番)

請願第 6 号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願を採択の委員長報告に反対し、請願を不採択すべきとの立場から意見を述べます。へき地手当を規定しているへき地教育振興法とは、へき地学校の教育水準の向上を図るため昭和 29 年、1954 年に制定されました。へき地学校は、交通条件及び自然的、経済的、文化的、諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地に所在しているため、へき地における教育は教員の確保、施設、設備、学習の指導方法等、各種の面について多くの困難な条件を背負っている。へき地教育振興法は、へき地におけるこのような困難な条件に基づく教育の地域的格差を是正し、その水準の向上を図るため、国及び地方公共団体が協力し、総合的な施策を進めようとするものである。国は、へき地教育についての調査研究を行い、教員住宅及びへき地集会室の建設費並びにへき地学校勤務教員の養成施設の運営費についての国庫補助を行うなどが規定されました。その後、へき地教育振興法で規定されているへき地手当の経緯を簡単にご説明いたします。昭和 29 年に制定されましたが昭和 31 年にそれまで定額支給であった本給に対する定額支給でありましたが、本給に対する定率へと改正されました。また、昭和 34 年には支給割合が増加し、今回の請願の中にも記載されておりますが、1 級地 8%、2 級地 12%、3 級地 16%、4 級地 20%、5 級地 25% というように増加されました。その後、昭和 45 年へき地手当に準ずる手当というのが新設され、へき地学校等に勤務する教職員のうち、一定条件を備えたものには、一定期間赴任手当に準ずる手当が支給されることとなっております。それから時代が過ぎまして、平成 15 年ここで級別に応じ最大 25%の範囲内で支給ということを、各地の支給割合は都道府県の条例で定めるというように大きく改正されました。これを受けて長野県としまして、学校教育のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則案ということで、平成 18 年に 1 級地 1%、2 級地 2%、3 級地 3%というように変更さ

れました。その後、平成 27 年、2015 年ですが、1 級地 2.9%、2 級地 3.9%、3 級地 4.9%さらに翌年、平成 28 年、1 級地 3%、2 級地 4%、3 級地 5%と改定されました。現在の割合ですが、これは平成 31 年、2019 年に改訂された内容で、1 級地 2.7%、2 級地 3.7%、3 級地 4.7%というような割合になっております。長野県の割合はそういうことになっておりますが、これとは別に国の中央教育審議会初等中等教育分科会教職員給与のあり方に関するワーキンググループというものがございまして、この中に教員に支給される諸手当の見直しにかかる論点という項目の中に、へき地手当のことが協議されております。これはへき地学校に指定された学校に勤務する教職員に級地に応じて給料の一定率が支給される手当ということになっておりますが、道路や交通機関、通信情報網などの発展により、へき地を取り巻く環境は変化しており現行のへき地学校指定基準が適当か、これは離島及び山間地の算定基準そのものについて意見を述べられております。さらに、へき地学校の地域に居住せず、生活が便利な都市部に居住しながら自家用車で通勤している教職員に対し、通勤手当とへき地手当が支給されることについて、現行の支給要件で適当かということも検討されております。一律にへき地学校に教職をとっている先生に一律に支給していることでありますので、このような不都合が生じているということも否めないと思います。また、全国都道府県教育長協議会にて、現在支給されている各種教員の手当、主なところで 14 項目について、充実すべき手当または廃止減額すべき手当ということで質問したところ、廃止減額する方向で見直した方が良いのではないかとという項目の中に、一番高かったものは給料の調整額、これは特殊学級担当教員及び特殊教育諸学校の教員が対象になっているものですが、これが 1 番になりました。続いて 2 番目にへき地手当ですね。先ほどのこともふまえた上で廃止・減額する方向で、見直した方が良いのではないかとというような内容の 2 番目に挙げられております。この中には当然充実する方向で見直しした方が良いのではという内容の中には、教員の特殊残業勤務手当、部活活動指導業務ですとか、対外運動競技等、引率指導業務等、直接教員が担っている業務をもっと充実した方が良いのではというようなことも検討されております。最後になりますが、令和 5 年 9 月県議会定例会において、へき地手当の支給率の見直しについての質問がありました。これに対し、長野県のへき地手当の支給率が近隣県と比較して低い水準であることは、人材確保の面でも課題として認識しており、国の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法に関する議論の

動向をふまえて、へき地手当のあり方や市町村との連携による中山間地域の教員住宅の充実等、教員の働き方や処遇の抜本的見直し、企業等の協力による多様な人材の活用等、様々な施策を総合的に推進していくと答弁しております。以上のことから、この請願は採択とはせず不採択とし、長野県知事に対して意見書を上げるべきではないと思います。よって、委員長報告に反対し、請願の不採択を求めます。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○高 木（9 番）

私は、請願採択の委員長報告に賛成の立場から意見を述べます。長野県には下伊那、木曽、佐久などにへき地学校があります。通勤に不便な学校も多く、へき地に住みながら勤務している教員も少なくありません。現在、物価高騰で多くの方が苦しい生活を強いられている状況ですが、へき地と呼ばれる地域ではさらにそれが顕著となり、教員の経済的な負担は増しています。元々へき地への勤務を希望する教員は少なく、特に子育て世代の教員は躊躇する傾向があり、へき地学校では教員の年齢構成のバランスにも影響が出ています。長野県のへき地手当が近隣県よりかなり低い状態のままとなれば、へき地を希望する教員がさらに減ってしまうだけではありません。講師としてへき地で働いている人の中には、他県を魅力的に感じ長野県以外で採用試験を受ける人もおり、貴重な人材が県外へ流出している状況が実際に起きています。長野県の教員になりたいと思う人を増やすためにも、へき地手当の引き上げは必要です。上伊那にはへき地学校はありませんが、県全体で考えれば教員不足はこの地域にも関わる問題であり、上伊那からも声を上げる必要があると考えます。今以上に教員不足が深刻になれば、教員の業務負担の更なる増加と子どもたちへの影響は避けられません。そういった点からも、へき地手当は近隣県並みの水準に戻すことが必要だと考えます。以上の理由により請願採択を求めます。

○議 長

ほかにありませんか。

（議場 なし）

議 長

討論を終結いたします。これより請願第 6 号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を採決い

たします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりに決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 11 名)

○議長 長

起立多数です。よって請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。次に、請願第7号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長 長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第7号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長 長

ご異議なしと認めます。よって請願第7号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第10号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長 長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第10号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長 長

ご異議なしと認めます。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり決しました。日程第5、追加提出議案の審議について、議案第23号、令和6年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地方創生臨時交付金事業で低所得者世帯支援給付金及び定額減税補足給付金等を追加するものであります。補正総額は 1 億 4,747 万円の追加で、予算総額は 97 億 8,609 万 6,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金及び繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費で好評をいただいております、辰年缶バッチガチャの材料費、地方創生臨時交付金事業で令和 6 年度新たに住民税非課税均等割のみ課税世帯となった方に、1 世帯当たり 10 万円を給付する低所得世帯支援給付金と定額減税可能額を控除しきれないと見込まれる方に、その差額を給付する定額減税補足給付金に係る費用の追加であります。教育費では、辰野中学校生徒玄関西側舗装工事の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明致させますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。議案第 24 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 24 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 6 年 5 月

28 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事(建築)、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 5,280 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町中央 59 番地、神稲建設株式会社辰野支店でございます。なお、一般競争入札の応札者は 6 社でありました。以上、提案理由を申し上げました。工事内容につきましては、子育て応援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○子育て応援課長

はい。工事内容を申し上げます。児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間において一時的にその児童を預かり保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図ることを目的に、こども家庭庁の子ども子育て支援施設整備交付金の補助を得て、辰野病院の敷地内に新たに設置するものであります。施設の延べ床面積は 118.59 平米で、構造は木造 1 階建て施設内には保育室をはじめ、観察室、隔離室、スタッフステーション、ロッカールーム、キッチン、職員の休憩室兼事務室を備えます。完成後の利用定員は、小学生以下の児童を対象に 6 人程度を予定しております。工期は、議会の議決を得た日から令和 6 年 12 月 27 日までを予定しております。工事内容は以上のとおりです。

○議 長

質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 24 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事(建築)請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事(建築)請負契約については原案のとおり可決されました。日程第 6、議員提出議案の審議について、はじめに発議第 1 号、女性差別撤廃条約選択議定書の速

やかな批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。この採決は起立によっておこないます。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 9名)

○議長

起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって発議第 2 号は原案のとおり可決されました。次に発議第 3 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第 3 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13 名)

○議長

全員起立です。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、陳情第 8 号の継続審査についてを議題といたします。福祉教育常任委員長から陳情第 8 号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について、お手元に配布した申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。ここで質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規程により、福祉教育常任委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、陳情第 8 号は委員長申し出のとおり閉会中の継続審査を認めることに決しました。日程第 8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規程により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 9、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

5 月 29 日に開会いたしました、第 3 回辰野町議会定例会初日にご提案申し上げました 22 議案、本日追加提案しました 2 議案、計 24 議案すべてを原案どおり承認、可決、同意いただき感謝申し上げます。今議会一般質問では公共交通、道路整備、産業振興、環境問題、子育て支援、人口減少対策、福祉、教育、防災等、多岐にわたる分野で様々なご意見やご提言をいただきましたので、今後の行政運営に活かしてまいります。なお、本議会初日に報告した資料に一部誤りがありました。本日訂正させていただいたところではありますが、大変申し訳ありませんでした。今後はこのようなことがないようチェックを徹底し、万全を期する所存でございます。さて 8 日に第 76 回ほたる祭りが開幕しました。最初の土日は天候にも恵まれ、歩行者天国で露店が連なる下辰野商店街は大変な賑わいを見せました。多くの皆様のご支援、ご協力を賜り、無事開幕できたことに改めて感謝申し上げます。議員各位におかれましても、警備や案内等お

祭りを支える裏方としても、それぞれご協力いただき誠にありがとうございます。今週末の土曜日 15 日には、5 年ぶりの辰野ピッカリ踊りが計画されています。15 連、約 700 人の熱気ある踊りが見事に披露され、お祭りを一層盛り上げていただくことを大いに期待しております。心配していたホタルの発生数も 1 昨日は 2,235 匹、昨晩は 1,985 匹と例年よりは少ないものの、当初の見込みよりは多く発生しており、今週末もホタルが舞う初夏の風情を存分に堪能いただけたと思いますので、ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、お出かけいただき楽しい思い出を作っていただきたいと思います。さて第 6 次総合計画前期基本計画の後半の 4 年目に入っております。先日の一般質問でもお答えしたとおり、去年の全国の合計特殊出生率は 1.20 で過去最低、県内の出生率は 1.34 と全国平均を上回っているものの、4 年連続で前の年を下回る結果となりました。一方で辰野町は 1.33 で 0.12 ポイント上昇し、出生数も前年より 4 人増加しました。改めて町の現状を見ると大好評の辰年の缶バッジなどの企画をした職員をはじめ、多くの方が様々な素晴らしいアイデアを持っています。本議会では、町への意見箱についてのご質問もいただきましたが、今後も若い世代の皆さんの思いや、住民の皆様のご提言など幅広くお聞きしながら、子育て世代の支援を充実し、持続可能な活気ある住み続けたいまちの実現に向け、各種事業を展開してまいります。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご支援ご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございます。

○議 長

以上で本日の会議は閉じます。これをもちまして、5 月 29 日に開会しました令和 6 年第 3 回辰野町議会定例会を閉会といたします。16 日間の長丁場大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

6 月 13 日 午前 11 時 26 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6 番

署名議員 7 番